

[事案 2021-280] 債務不存在確認請求

・令和4年9月21日 裁定打切り

<事案の概要>

就業不能給付金の返還義務がないことの確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年11月頃に不安抑うつ状態となり、在宅療養が必要になったことから、令和元年12月に契約した組立型保険にもとづき就業不能給付金を請求（請求手続①）したところ支払われた。その約半年後に再度、不安抑うつ状態による在宅療養が継続しているとして、給付金を請求（請求手続②）したが支払われず、請求手続①で支払われた給付金が誤払いであったとして保険会社から給付金の返還を求められた。しかし、以下の理由により、給付金の返還義務がないことを確認してほしい。

- (1) 保険会社は、請求手続①に対し、本来支払われるべきでない給付金を間違えて支払ったというが、保険会社側の審査上のミスをもとに、契約者に非がある如く返金を求めるのは筋が通らない。
- (2) 請求手続①の審査において、主治医の記載ミスに気付かなかつたことは、保険会社の責任である。請求書類を送付した後、保険会社は、10日ほどで給付金を支払っており、このような早い給付は保険会社内の審査の甘さの裏付けである。
- (3) 保険会社は、主治医の記載ミスの責任を被保険者が被るべきと主張しているように思える。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が、請求手続①の際に提出した診断書には、「医科診療報酬点数表『在宅患者診療・指導料』のうち、以下の<対象とする算定コード>の算定がある」にチェックがあり、在宅療養期間についても、令和2年11月から継続中であるとの記載がある。当社は、当該診断書の記載にもとづき、給付金を支払った。
- (2) 請求手続②を受け付けた際、複数の疑問点が生じたことから調査を行ったところ、請求手続①②において提出された診断書のいずれも誤りがあり、支払事由に該当しないことが判明した。
- (3) 給付金が誤って支払われた理由は、診断書の記載に誤りがあったからであるが、この誤りは、申立人の主治医によるものであり、当社によるものではない。そのため、申立人に対し給付金の返還を求めたとしても、信義則違反または権利濫用と評価されるものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、給付金請求時の状況を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件を判断するには、診断書に誤った記載がなされた経緯や、申立人が給付金を受領した後の用途が明らかにされる必要があるが、この事情を明らかにするためには、申立人の主治医を証人として呼び出した上で、裁判所と同様の厳格な証拠調べ手続などが必要不可欠となるため、当審査会はこのような手続を持たず、この点について明らかにすること

は困難であるため、裁定手続を打ち切ることとした。